\まもなく名簿記載通知を発送します!/

裁判員制度



裁判員制度

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員に選ばれる可能性のある方に、 まもなく名簿記載通知を発送します。 ■

> 裁判員制度 広報キャラクター さいニャン

裁判員の役割

審 理

刑事裁判に出席し、証言等や証拠を見聞きします。



評議

法廷で見聞きしたことをもと に、裁判官と一緒に議論します。



判 決

法廷で裁判長が判決を宣告します(裁判員としての役割も終了します)。

裁判員等選任手続の流れ

今年



11月中旬

9

名簿に記載されたことの通知 調査票の送付

来年以降



6週間前まで

名簿からくじで選ばれた方に 選任手続期日のお知らせ・質問票 を送付



選任手続期日当日

裁判所での選任手続

▼裁判員候補者名簿記載通知について

令和8年裁判員候補者名簿に登録された方(選挙権を有する方(18歳以上の方)の中からくじで選ばれた方)には、本年11月中旬頃に通知と調査票をお送りします。

この通知は、来年2月頃からの約 | 年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ裁判員に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません(実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします)。

《令和7年11月に発送する名簿記載通知のイメージ画像》



※ウェブサイト上で名簿記載通知や 同封物を公開しています。





調査票について

この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、I年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。

お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

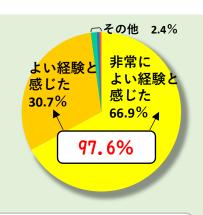
辞退の申出ができる時期について

辞退の申出ができる時期に制限はありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員裁判に参加された裁判員経験者の声

裁判員として参加された方の **97.6%**の方が「非常によい経験 と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されています。 (令和6年度アンケート調査結果より)



【裁判員経験者の方の声】



自分だけの意見ではなく、チームとしての意見をまとめてもらったので、自信を もって結論を出すことができました。

自分自身、法律や裁判の知識はありませんでしたが、裁判官のサポートを受けながら、 裁判員を務めることができました。不安に感じるかもしれませんが、後ろ向きにならず に取り組んでみて欲しいと思っています。



裁判員制度は国民の皆さまの積極的なご参加により、 円滑に実施されています。

引き続きご理解とご協力をお願いします。



🔍 裁判員制度をもっと詳しくお知りになりたい方はこちら!



∖裁判員制度で検索/



裁判所ウェブサイト「裁判員制度を調べる」 https://www.courts.go.jp/saibanin/index.html 裁判員制度の<u>インフォグラフィックス動画</u>

も配信しています。ぜひご覧ください!



